

障害等にかかる支援・配慮申請書の取扱いについて

障害学生支援室では、障害や疾患を持つ学生に対して、他の学生と同様に学ぶことができるよう様々な支援・配慮を調整していきます。

支援・配慮の内容は、障害のある学生一人ひとりの希望に合うように、学内外の様々な機関と協力しながら、障害学生本人との話し合いを通じて決めていきます。可能な限り対応しますので、ご相談ください。

○支援の流れ

1. 相談の申込み

Webページ（PDF）から印刷もしくは、学生支援課で「障害等にかかる支援・配慮申請書」（以下「支援・配慮申請書」）の様式を受取り、記入してください。

なお、記入が難しい場合には、学生支援課にご相談ください。

2. 相談窓口への提出

記入した「支援・配慮申請書」を学生支援課に提出してください。

3. 面談の日時等のご連絡

面談の日時等については、本人にご連絡します。

4. 面談

障害学生支援室の担当者が面談を行い、本人の意向を聴き必要な支援・配慮について話し合います。

5. 支援・配慮の検討

障害学生支援室では、本人の意向を踏まえ、保健管理センターやクラス担任・指導教員、その他の機関との連携を図りながら、具体的な支援・配慮の内容を決定します。

6. 支援・配慮の開始

決定した支援・配慮を開始します。

7. 支援・配慮のフォローアップ

支援・配慮の開始後、再度、本人の意見を聴き、もし不都合な点があれば、適宜支援・配慮の内容の見直しを行っていきます。